

平成 26 年度第 9 回 大和市子ども・子育て会議 会議録

日 時：平成 27 年 3 月 24 日（火）

午後 2 時～午後 3 時 13 分

場 所：大和市保健福祉センター

5 階 501 会議室

欠席者：佐川職務代理、小笠原委員、畠中委員、
綾野委員、佐藤委員

傍聴者：1 名

1 開会

2 部長あいさつ

皆さまこんにちは。お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。早いもので第 9 回ということで、本日の子ども・子育て会議が本年度最後の審議会になります。約 1 年間、各委員の皆さまには親会議や各部会にご出席をいただきありがとうございました。おかげさまでお手元に本日冊子をお配りさせていただきましたが、大和市子ども・子育て支援事業計画が出来上がりました。本当に 1 年間大変お世話になりました。計画は作っておしまいではなく、これからの進行管理を適切に行っていくことが一番大事になってくると思います。来年度におきましては、よく計画について検証していただき、必要な部分については微調整をして実態に合わせた計画にしていきたいと思えます。本日もよろしくお願ひいたします。

3 会長あいさつ

皆さまお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。部長あいさつにございましたとおり、いよいよ今年度最後第 9 回子ども・子育て会議となりました。年度末で皆さまお忙しいことと思えますけれども、ここまで皆さまとやってこられてありがたいと思っております。これから新年度に向けて、27 年度からはいよいよプランが動いていくことで、各地域でそれぞれの分担のところ、私は私の子育て支援のところ、このプランが活かされていくのかなと思えます。本日はそれらのことも含めて、1 年間の総括もしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

4 議事

(1) 子ども・子育て支援事業計画の策定について

会長：本日の議事(1)子ども・子育て支援事業計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

事務局：子ども・子育て支援事業計画の策定について、計画書により説明。

会長：ただいまの説明について、ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

委員：なし。

(2) その他

会長：(2)その他について、事務局より説明をお願いします。

事務局：平成27年度大和市子ども・子育て会議スケジュールについて、資料1により説明。

会長：ただいまの説明について、ご質問やご意見はありますか。

委員：なし。

事務局：子ども・子育て支援新制度の開始に向けた状況について、参考資料により説明。

会長：ただいまの説明について、ご質問やご意見はありますか。

委員：なし。

事務局：「大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例の一部を改正する条例」について、配布資料により説明。

会長：ただいまの説明について、ご質問やご意見はありますか。

会長：保育料は通知が届けられた時点でわかると聞きましたが、例えば保育所が決まった時点では全くわからないのか、ある程度は金額の予測がつくものなのか。

事務局：昨年の住民税通知の税額が分かればお分かりになります。現状の在園児については、既存の保育料体系と大きくは変わっていません。ただし、今まで所得税額で保育料を算定していましたが、それが今回住民税額に変わるようになりますので、世帯によっては若干上がったり、下がったりすることはあるかと思えます。

委員：保育料の算定の対象となる住民税はいつ時点のものか。

事務局：1月1日時点で居住している市町村にて、その前年の収入や所得等に応じて、6月頃に住民税額が確定されます。平成27年4月から8月までの保育料は、平成26年度の住民税額に基づいて決定されます。平成27年9月以降の保育料については、6月頃に確定される平成27年度の住民税額に

基づいて決定されますので、その後に保育料の通知が行われます。

委員 : 例えば、突然離婚して母子家庭になった場合に、収入が大きく落ちることがある。その場合にも前年の住民税に基づく保育料なのか。

事務局 : 所得階層が急激に変更した方については、2つの手法があります。一つは、所得階層を変更するという手法、もう一つは、所得階層を落とさないで減免する手法です。例えば、一時的に職を失ったけれども、また2か月後から就職が決まっているという場合には、一時的に所得が減少します。そのような方には、所得階層を変更するのではなく一時的な減免という手法をとります。そうではなく、所得階層が将来にわたって確定していくような場合には、所得階層の変更という手法となります。いずれにしても市までご相談いただければと思います。

委員 : 私学助成の幼稚園について、就園奨励費の計算方法も変更になるのか。

事務局 : 就園奨励費については、もともと市町村民税額で算定しており、その点についての変更はありません。ただし、従来は年少扶養控除の廃止後も年少扶養控除があるものとして仮算定していましたが、新制度の開始に伴い年少扶養控除の考慮を行わない算定方法に変わります。

会長 : その他には、ご質問やご意見はありますか。

委員 : なし。

会長 : それでは、事務局からは何かありますか。

事務局 : 次回の会議日程について、説明を行う。

・平成27年度第1回子ども・子育て会議は、4月28日(火)午後2時から、保健福祉センター501会議室で開催予定

会長 : 委員のみなさまから何かありますか。

委員 : なし。

会長 : 以上を持ちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

以上